

# 被扶養者の認定要件について

主として組合員の収入により生計を維持され、収入基準など一定の条件を満たす家族の方は組合員の「被扶養者」として、共済組合の被扶養者証(保険証)を使い、医療機関で療養等を受けることができます。

ここでは、収入基準などの基本的な要件を記載していますので、被扶養者の収入の現況と照らしあわせて、被扶養者の資格を満たしているかどうか、あらためて確認をお願いします。

なお、「税法上の扶養親族だから」、「収入基準額を満たしているから」というだけで被扶養者になれるのではなく、社会通念上、**組合員が主たる扶養者であり、組合員の収入が生計の中心を担い、経済的に扶養されているという実態がある**ことが必要となりますので、ご注意ください。

## 1 認定基準額

収入は、被扶養者としようとするときにおける、恒常的な収入の見込みにより算定します。

なお、パートやアルバイト等による給与収入がある方については、月額で判断することが実情に即しているため、毎月の収入が認定基準を満たしているかどうかにより判断することとなります。

### 年 額

- ① 60歳未満の者、60歳以上の者で公的年金を受給していない者……………130万円未満
- ② 60歳以上の公的年金受給者……………180万円未満
- ③ 障害年金受給者……………180万円未満

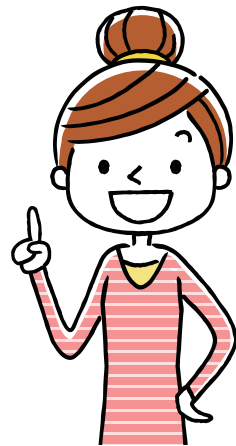
### 月 額 (パート・アルバイト勤務者など。賞与がある場合は、賞与を含む。)

- ① 108,334円未満(130万/12月)
- ②及び③ 150,000円未満(180万/12月)

### 日 額 (雇用保険の失業給付の受給者など)

- ① 3,612円未満(130万/12月/30日)
- ②及び③ 5,000円未満(180万/12月/30日)

※月額及び日額の、年齢等による対象者の区分は年額と同じ。



## 2 被扶養者認定上の「所得」の取り扱い

被扶養者認定における所得とは、所得税法に基づく所得をさすものではなく、給与、年金をはじめ、事業収入、不動産収入、利息、配当金等全ての収入をもとに算定します。(一時的な収入については、収入には含みません。)

### ① 給与収入等 (給料・賞与・手当・賃金等)

保険料等を控除する前のいわゆる総収入額で、通勤手当等諸手当を含みます。

### ② 公的年金等

次ページに掲げる法律等に基づく年金等。

## 被扶養者の認定要件について



区 分	種 類
公 的 年 金	国民年金、厚生年金、共済年金
遺 族 年 金	公的年金のうち、遺族年金として給付されているもの
障 害 年 金	公的年金のうち、障害年金として給付されているもの
個 人 年 金	生命保険会社等から年金として給付されるもの(※)
そ の 他	企業年金、農業者年金、議員年金、厚生年金基金、国民年金基金、恩給 等

※個人年金については、総収入(支給額)をもって所得として取り扱います。

### ③事業収入、不動産収入 (農業・商業・製造業・その他の事業から生じる所得)

総収入金額から、社会通念上、その収入を得るために明らかに必要であると共済組合が認める経費を控除した額とします。(所得税法上の必要経費の取扱いとは異なります。)

なお、農業収入で、耕作に従事している者と所得の名義人が異なる場合の所得の取扱いについては、名義上の所得の帰属にかかわらず、実際に耕作に従事しているものの所得として取り扱います。また、その他の事業収入等についても同様とします。

※法人の代表者、常勤の役員は、報酬の額に関わらず、社会保険の適用となります。

### ④利子収入・配当収入 (預貯金利子・株式配当・有価証券利息等)

### ⑤社会保険各法による給付金 (失業給付、傷病手当金、出産手当金、児童手当等)

失業給付や傷病手当金などの給付金を受給する場合、日額3,611円を超える額を受給すると、受給期間中は130万円を超える収入があるものとして取り扱いますので、取消しの手続きが必要となります。

### ⑥その他の収入

その他全ての収入



## 3 「仕送り」状況を確認できるものについて

別居している者の被扶養者の認定については、その者の収入が認定基準額未満であることに加え、組合員からその収入以上の仕送りを受けていることが必要です。

なお、主としてその仕送りにより日常生活を営むことから、毎月一定の額が決められた日に送金されるなど恒常的に仕送りが行われていることが要件となり、その事実を客観的に確認できるものにより、扶養しているという事実を確認することになります。

### 〈仕送りの事実を客観的に確認できるもの〉

#### 組合員から被扶養者へ金融機関を経由しての振込等

- 振込依頼書又は受領書の写し
- 振込又は送金のATM利用明細票(書)の写し
- 受取人である被扶養者氏名が記載された組合員名義の通帳の写し
- 振込(送金)人である組合員氏名が記載された被扶養者名義の通帳の写し
- 振込依頼人名及び振込先の口座名義が確認できるネットバンキングの振込完了画面のハードコピー
- 現金為替又は現金書留による送金の控え



※上記書類は被扶養者資格確認調査の際に提出していただきますので、大切に保管してください。

※現金の手渡しによる扶養はその事実が客観的に確認できないため、必ず上記の振込などにより、扶養の事実を明らかにしていただく必要があります。

# 認定中の被扶養者についての注意点

被扶養者を認定した後に、収入の増加や異動にかかる手続きもれが判明したことにより、さかのぼって被扶養者の取消しを行うケースが多くなっています。

さかのぼって被扶養者の取消しを行った場合、その取消日以降に医療機関で受診した医療費等については返還していただくこととなります。

このようなケースを防ぐためにも、被扶養者にかかる収入等の実態については確実に把握していただくとともに、異動にかかる手続きを速やかに行っていただくようお願いします。

なお、以下のような事例で遡及して取消しを行ったケースが多く見受けられますのでご注意ください!!



## 遡及して取り消した事例



ケース  
1

### 就職による取消申告を忘れていた。

- ➔ 4月は、就職など異動が多い時期です。申告漏れのないよう速やかに手続きを行ってください。



ケース  
2

### パートやアルバイトなどの給与収入が月額108,333円を超えていた。

- ➔ パートやアルバイト勤務で給与収入がある方の認定基準額は、**月額108,333円**(年額130万円/12月 賞与などがある場合、月額に換算して月収に加算)です。

雇用契約賃金が月額108,333円を超える場合、その勤務している期間については、扶養認定することはできません。

暦年(1月から12月まで)や年度(4月から翌年3月まで)による1年間の収入が130万円を超えないから被扶養者になれると思っている方や、130万円を超えないようにするため、月収の累計が130万円に近づいたら勤務時間等を調整するという方がいらっしゃいますが、1年間の収入が結果として130万円を超えなかったとしても、認定基準額を超える賃金で勤務している期間は、年間130万円を超える収入があるものとして取扱うこととなります。

また、認定基準額未満の雇用契約賃金の場合であっても、勤務時間や勤務日数が増えたことにより、連続する3か月の給料(賞与等の月額換算を含む)の平均額が108,333円を超えた場合は、年額130万円以上の収入が見込まれるものとみなし、108,333円を超えた翌月の1日付けで被扶養者の認定を取消すこととなります。





ケース  
3

年金額が  
増えた場合は  
ご注意ください!!

### 年金額が変更になり、年金額が増加した。

- イ 年齢到達により、厚生年金・共済年金が満額受給となった。
- ロ 65歳になり、老齢基礎年金を受給することとなった。
- ハ 個人年金を受給することとなった。
- 個人年金については、総収入額(支給額)をもって収入とするため、税法上の必要経費(事前に納入している掛金分)についても収入とみなします。
- ニ 障害の状態になり、障害年金を受給することとなった。



ケース  
4

### 父母の事例で、認定対象者でない方の収入額が増加していた。

- 被扶養者である母(又は父)の配偶者の収入が増加したことにより、父母の合算した収入額が認定基準額を超えた場合、母(又は父)の収入額がたとえ基準額以下であったとしても、被扶養者として認定することはできません。

これは被扶養者に配偶者がいる場合、夫婦相互扶助の観点から、夫婦で合算した収入額が基準額以下であるかどうかにより、被扶養者として認定できるかを判断するためです。被扶養者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入額についても把握していただくようお願いします。



ケース  
5

### 別居している者を仕送りすることにより扶養していたが、仕送り額が基準額に満たなかった。

- 継続して被扶養者として認定されるためには、認定対象者の収入以上の仕送りを定期的に行い、扶養していることが必要です。  
【父母の場合は、収入額を合算した額以上(父母のいずれか一人のみの認定の場合は合算額の2分の1以上)】

被扶養者と別居している場合、認定対象者の収入状況を見落としがちになりますので、特にご注意ください。

※被扶養者の認定・取消しについて不明な点は、共済組合保険課までお問い合わせください。

